

漁業者と民間企業との連携についての提案

高成田メモ8（6月11日用公開可）

- 壊滅的な打撃を受け、廃業や転職を迫られる漁業者が多い水産業の早期の復興のためには、地元漁業者が主体性を持って民間企業と連携しやすくする道を用意することが必要。現行の漁業権の免許の優先順位の仕組みは、漁協が第一順位となっており、民間の資金と知恵を活用しようとした場合、民間企業から敬遠されがちなものとなっている。とくに東日本では民間企業の参入例が少ないことを考えると、この地域の活性化という視点が重要。
- そこで、漁協、複数の地元漁業者が参画する法人を第1グループ（漁業法で定める第1順位）とし、地元以外の漁業者や民間企業単独の新規参入希望者を第2グループ（漁業法で定める第2順位）として、漁業権の免許の手續に先立って、民間の資金と知恵を活用するために、漁業権を希望する者との協議・調整の場（第三者機関）を県に設ける。
- また、この第三者機関は、地元漁業者と民間企業との連携をはかるための仲介・マッチングを行う。同機関はあわせて、漁場環境や水産資源の保全についても検討し、持続可能な漁業・水産業をめざす。
- 上記の措置を、震災復興特区として位置づける。これによって、地元漁業者が生産だけでなく、水産加工や消費地への産直販売なども含めた6次産業化に向けて進む道が広がる一方、地元漁業者の利益に反した他地区の漁業者や民間企業の新規参入を抑えることができる。